

海上保安庁告示第四号

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）第二十三条の五第一項の規定に基づき、指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示を次のように定める。

平成三十年一月四日

海上保安庁長官 中島 敏

指定海域への入域に関する通報の方法に関する告示

（通報の方法）

第一条 海上交通安全法施行規則第二十三条の五の規定による通報は、日本語（日本語を用いることができない場合は、英語）を用いて次の各号のいずれかに掲げる方法により入域する指定海域を担当する海上交通センターを呼出して行うものとする。

一 VHF無線電話

二 電話

2 前項各号に掲げる方法により通報を行うときは、「ニューイキツウホウ」又は「ニツホ」（英語を用いて通報を行う場合にあつては、「AREA ENTRY NOTIFICATION」）を前置し、次に掲げる事項を順次送信するものとする。

一 船舶の名称

冒頭に「（１）」を冠する。

- 二 船舶の呼出符号
冒頭に「(2)」を冠する。
- 三 通報の時点における船舶の位置
冒頭に「(3)」を冠する。
- 四 仕向港の定まっている船舶にあつては、仕向港
冒頭に「(4)」を冠する。
- 五 船舶の長さ
冒頭に「(5)」を冠する。
- 六 船舶の喫水
冒頭に「(6)」を冠する。

(通報の方法の詳細)

第二条 前条に規定する指定海域を担当する海上交通センター及び通報の方法の詳細(VHF無線電話にあつては、呼出名称、電波の型式及び周波数、電話にあつては、電話番号)は、次の表のとおりとする。

附 則

この告示は、平成三十年一月三十一日から施行する。

別表(第二条関係)

指定海域	担当する海上交通センター	方法	方法の詳細
------	--------------	----	-------

東京湾

東京湾海上交通センター

V H F 無線電話

V H F 無線電話	電話
<p>一 呼出名称</p> <p>とうきょうマーチス (T O K Y O M A R T I S)</p> <p>二 呼出し及び応答用</p> <p>F 三 E 一五六・六五〇 MHz (チャンネル一三)</p> <p>F 三 E 一五六・八〇〇 MHz (チャンネル一六)</p> <p>三 通信用</p> <p>F 三 E 一五六・六〇〇 MHz (チャンネル一二)</p> <p>F 三 E 一五六・六五〇 MHz (チャンネル一三)</p> <p>F 三 E 一五六・七〇〇 MHz (チャンネル一四)</p> <p>F 三 E 一六一・七〇〇 MHz (チャンネル二二)</p> <p>F 三 E 一五六・四七五 MHz (チャンネル六九)</p>	<p>○四五 二二五 九一三二</p> <p>○四五 二二五 九一三四</p> <p>○四五 二二五 九一三五</p>

